

# 株式上場の基準

## C・O・N・T・E・N・T・S

はじめに	
1章 株式公開のメリット・デメリット	1 ページ
2章 株式上場の基準	3 ページ
3章 株式公開に向けての準備	7 ページ
4章 お問い合わせ先	8 ページ

---

# はじめに

---

本レポートは、

株式公開に関心をお持ちの方を対象として、  
国内のおもな証券市場における株式上場基準の概要をご紹介します

という目的で作成したものです。

本レポートに関連するものとして以下のレポートもご用意しています。  
ぜひ、ご活用ください。

< 関連レポート一覧 >

・ 上場の手引き：ジャスダック	801794
・ 上場の手引き：東証新興企業市場・マザーズ	802344
・ 上場の手引き：大証ヘラクレス市場	802865

---

## 1章 株式公開のメリット・デメリット

---

まずは、「株式を公開する」という行為の意味を正確に理解しましょう。

株式公開とは、株主が同族あるいは特定少数の者に限られている株式会社が、一般から株主を募集する、あるいは株式を売り出すことにより、不特定多数の一般投資家に広く資本参加を求めることを意味します。そのためには、市場に株式を上場（公開）する必要があります。つまり、

株式公開とは、市場に自社の株式を上場し  
広く投資家が自由に売買できるようにすること

ということが可能です。

株式公開を行なうことによって、企業は資金を広く調達できるようになるだけでなく、さまざまなメリットを享受することができます。しかし一方では、経営をガラス張りにして、株主に真の情報を恒常的に提示する義務も生じます。

したがって、株式公開を考える際には、

株式公開のもたらすメリット・デメリットについて  
前もって十分に知っておく必要があります。

### 1. 株式公開のメリット

株式公開をするメリットとしては、おもに次のような点が挙げられます。

#### (1) 資金調達力の増大と財務内容の充実

株式市場から直接資金調達できる。また、時価発行増資などにより、比較的 low コストで資金を集めることが可能になる。それによって、財務内容の充実を図ることができる。

## ( 2 ) 経営体質の強化

株式公開を行なうためには経営管理体制をしっかりと固め、関係会社との取引などについても整備されていることが求められる。これが結果として企業を近代的な経営に導き、財務的にも組織的にも経営体質の強化につながる。

## ( 3 ) 社会的信用度や知名度の向上

株式公開はそれだけ厳しい基準をクリアした証となるため、高い社会的信用度を得ることができる。また、公開後は毎日株価が新聞紙上で報道されるほか、決算の状況、役員などの人事異動といった自社情報が新聞・雑誌などのマスコミに報道される機会が増えることから、知名度も向上する。

## ( 4 ) 従業員のモラル向上と優秀な人材の獲得

株式公開によって知名度が高まると同時に、社会的に「安定している企業」「成長している企業」として印象づけられるため、従業員のモラルの向上につながるとともに、採用においても優秀な人材を多く集められるようになる。

## ( 5 ) 法人税課税の適正化

同族会社が株式を公開する場合に、金融機関あるいは従業員持株会などの安定株主づくりを通じて持株比率を引き下げ、同族会社から非同族会社になれば、留保金課税など法人税課税における不利な扱いを受けることがなくなる。

## ( 6 ) 創業者など既存株主の資産の増大

公開により保有株式の株価が上昇すれば、創業者など既存株主の資産が増大する。

## 2 . 株式公開によるデメリット ( 注意事項 )

株式公開が実現すると、非公開会社のときに比べ、若干注意すべき点が生じます。

### ( 1 ) 投機的取引や株集めなどへの対策

株式を公開すると不特定多数の投資家が市場で自由に株式を売買できるようになることから、経営者や大株主にとって好ましくないと思われる株主が出てくることが予想される。たとえば、買い占めによる会社経営の支配などの危険性が生じるということである。したがって、安定株主を確保するなどの対策が必要になる。

### ( 2 ) 株主総会対策など

株式公開によって株主が飛躍的に増加するため、非公開会社の場合にはごく内輪で済む株主総会を大規模に開催しなければならず、事務作業量および経費が増加するほか、株主総会の運営などについて注意が必要になる。

### ( 3 ) 企業情報の開示 ( ディスクロージャー ) 義務

公開後は、投資家の保護や投資情報提供の観点から、決算発表、有価証券報告書、半期報告書など定期の情報開示 ( ディスクロージャー ) のほか、株価に影響をおよぼす情報について適宜、正確・迅速・公平・均一に開示することが義務づけられる

これにともない、さまざまな書類作成のための事務作業量および経費が増加する。

このように株式公開に際しては多様なメリットがある半面、デメリットとみられる点も生じますが、こうしたデメリットは、経営を近代化し、社会から認められるためには必要不可欠であるとも考えられます。

---

## 2章 株式上場の基準

---

株式公開は従来、ある程度の規模があって、安定した収益を確保している企業が行なうものとされてきました。高い技術力を保有している、あるいは独自のサービスを提供しているなど、大きな成長の可能性を秘めた企業であっても、一定の基準を満たすことができずに公開を断念せざるを得ないケースも少なくありませんでした。

しかし近年、店頭（ジャスダック）市場が改革を推し進めてきたことや、マザーズ、ヘラクレス（旧ナスダック・ジャパン）という新興企業向けの新市場が相次いで創設されたことにより、潜在的成長力をもつ創業間もない企業などにも広く門戸が開かれました。その結果、

現在では、これまで以上に多くの企業に株式公開のチャンスが与えられています。

また、新興市場が整備され、証券市場全体が多様性を帯びるようになってきたことから、企業は、自社の目的や経営方針に応じて上場先を選定できるようになったといえます。

そこで、本章では、国内証券市場のなかから

- ・東京証券取引所（東証）市場第一部・第二部
- ・店頭市場（ジャスダック）
- ・マザーズ
- ・ヘラクレス

を取り上げ、株式上場の基準についてみていきます。

なお、市場に株式を上場するための審査基準（上場基準）には、

- ・資産や利益の額、株主数などについて一定の要件を定めた「形式基準」
- ・経営管理体制など公開企業にふさわしい経営内容であることを多面的にチェックする「実質基準」

があり、この双方を満たす必要があります。以下では形式基準、実質基準の順に、概要をご紹介します。なお、表中で「単位」とあるのは、単元株制度を採用する場合は1単元の株式の数を、単元株制度を採用しない場合は1株をいいます。

### 1. 形式基準

#### (1) 東証市場第一部・第二部の上場基準

まず、東証市場第二部、第一部の順に、上場基準をご紹介します。通常は市場第二部に上場し、一定期間経過してから市場第一部に昇格するというステップを踏みます。しかし、基準の緩和により直接市場第一部に上場することも可能となっており、他の市場から東証市場第一部に直接上場し、市場関係者の関心を集める企業もあります。

イ) 東証市場第二部の上場基準

項目	基準内容
上場株式数	上場時4000単位以上
少数特定持株数	上場時80%以下かつ上場後期末75%以下 (上場株式数が6万単位以上10万単位未満の場合は 「上場株式数の87.5% - 7500単位」の数以下。 上場時株式数が10万単位以上の場合は80%以下)
株主数 (1単位以上)	上場株式数が1万単位未満 ..... 800人以上 同1万単位以上2万単位未満 ..... 1000人以上 同2万単位以上3万単位未満 ..... 1200人以上 以後1万単位増加するごとに100人加算 (上限2200人)
設立後経過年数	直前事業年度末で3年以上
上場時価総額	20億円以上
株主資本の額	直前事業年度末において連結で10億円以上
利益の額	連結財務諸表の経常利益または税引前当期利益のいずれか低い額が、a・bいずれかに適合すること a. 最近2年間について最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上 b. 最近3年間について最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上、かつ3年間合計で6億円以上
時価総額	1000億円以上
連結財務諸表等	最近2年間に「虚偽記載」がなく監査意見が原則として「適正」、最近1年間の監査意見が原則として「無限定」

ロ) 東証市場第一部の上場基準(直接上場の場合)

項目	基準内容
上場株式数	10万単位以上
少数特定持株数	上場株式数が10万単位以上18万単位未満 ..... 「上場株式数の92.5% - 2万2500単位」の数以下 同18万単位以上 ..... 80%以下
株主数 (1単位以上)	上場株式数が3万単位未満 ..... 2200人以上 同3万単位以上20万単位未満 ..... 2300人以上 以後1万単位増加するごとに100人加算 同20万単位以上 ..... 4000人以上 以後2万単位増加するごとに100人加算
設立後経過年数	直前事業年度末で3年以上
上場時価総額	500億円以上
株主資本の額	直前事業年度末において連結で10億円以上
利益の額	連結財務諸表の経常利益または税引前当期利益のいずれか低い額が、a・bいずれかに適合すること a. 最近2年間について最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上 b. 最近3年間について最初の1年間は1億円以上、最近の1年間は4億円以上、かつ3年間合計で6億円以上
時価総額	1000億円以上
連結財務諸表等	最近2年間に「虚偽記載」がなく監査意見が原則として「適正」、最近1年間の監査意見が原則として「無限定」

(出所: 東京証券取引所 公表資料)

(2) 店頭市場（ジャスダック）の上場基準

次に、店頭市場の上場基準を示します。

項目	第1号基準	第2号基準(1)	第2号基準(2)
(対象企業)	-	主たる事業歴が10年以下、または事業の企業化に要する費用(試験研究費等)の売上高に対する比率が3%以上	-
株主数 (1単位以上)	上場時1万単位未満 同1万単位以上2万単位未満 同2万単位以上	..... 300人以上 ..... 400人以上 ..... 500人以上	
利益の額	直前事業年度の当期利益が連結・単独ともに正	-	事業の収益性、成長性、将来性等事業の今後の発展に寄与する特徴を有し、当該特徴、利益の額、純資産の額および時価総額を総合的に勘案して第1号基準が求める企業価値と同程度の水準が見込まれること
純資産の額	直前事業年度末において連結・単独ともに2億円以上	-	
時価総額	10億円以上		
財務諸表等	直前2事業年度の監査報告書が必要、かつ直前事業年度の監査意見が「適正」		

(出所：ジャスダック 公表資料)

(3) マザーズの上場基準

マザーズは、上場対象になる事業で売上が計上されていれば、赤字企業であっても公開できます。売上以外の項目も全体的に店頭市場の第2号基準より低く設定されており、多くの企業に上場のチャンスが与えられています。

項目	基準内容
上場株式数	上場に際して1000単位以上の公募または売り出し(うち最低500単位は公募)
株式の分布状況	a. 少数特定者持株数の制約なし b. 新たな株主300人以上 c. 上場時において時価総額10億円以上
設立後経過年数	なし
株主資本の額	なし
利益の額	なし(ただし、上場対象として認められるようになった事業について売上が計上されていること)
財務諸表等	a. 上場に係る公募・売出しに関する届出書において、「虚偽記載」なし、かつ監査意見が「適正」 b. 監査意見が「無限定適正」であることは要しない

(出所：東京証券取引所 公表資料)

#### (4) ヘラクレスの上場基準

2000年5月に大阪証券取引所内に開設されたナスダック・ジャパン市場は、米ナスダック・ストック・マーケットの日本市場撤退にともない、2002年12月より市場名をニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」に変更し、再スタートを切りました。

項目	スタンダード基準			グロース基準
	第1号	第2号	第3号	
純資産の額	6億円以上	18億円以上	-	上場時株主資本の額 4億円以上、または 時価総額50億円以上、 または利益の額 7500万円以上
時価総額または 総資産・総収入	-	-	時価総額75 億円以上、また は総資産・ 総収入ともに 75億円以上	
利益の額	1億円以上	-	-	
設立経過年数	-	2年以上	-	1年以上、または時 価総額50億円以上
最低浮動株式数	1100単位以上			1000単位以上
最低公開株式数	500単位以上			500単位以上
浮動株時価総額	8億円以上	18億円以上	20億円以上	5億円以上
株主数	400人以上			300人以上
監査証明	虚偽記載を行っていないこと(2事業年度)			

(出所：大阪証券取引所 公表資料)

## 2. 実質基準

1節でご紹介した形式基準による審査は、上場を申請する最初の時点で行なわれるものです。そしてこれが受理されれば実質基準による審査に進み、それが終了して株式上場が実現されます。実質基準による審査では、おもに次の3点について、時間をかけて質疑応答が行なわれます。

- ・申請企業が継続的に事業を営み、かつ経営成績の見通しが良好なものであるか
- ・事業を公正かつ忠実に遂行しているか
- ・企業内容の公開を適切に行なうことができるか

質疑応答は企業側から提出された文書をもとに行なわれます。その文書に記載すべき内容は市場によって多少違いがありますが、共通するおもな項目は次のとおりです。

項目	内容(例)
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の経営理念</li> <li>・事業の具体的な内容および事業部門別の分析</li> <li>・利益計画策定の妥当性</li> <li>・工場および事業所の実査の状況</li> </ul>
企業経営の健全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性の動向についての分析</li> <li>・内部管理、牽制組織の整備運用状況</li> <li>・人事および労務管理の状況</li> <li>・資金収支、経理の状況</li> </ul>
企業内容の適正な開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書の記載内容</li> <li>・適時開示体制の整備状況</li> </ul>
その他必要と認められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に違反する行為の有無</li> <li>・裁判での係争事件の有無</li> </ul>

## 3章 株式公開に向けての準備

前章で解説した形式基準と実質基準をクリアするために、株式公開に向けての準備をする必要があります。各項目ごとにスケジュールを立てて、全社的に準備を進めていきます。

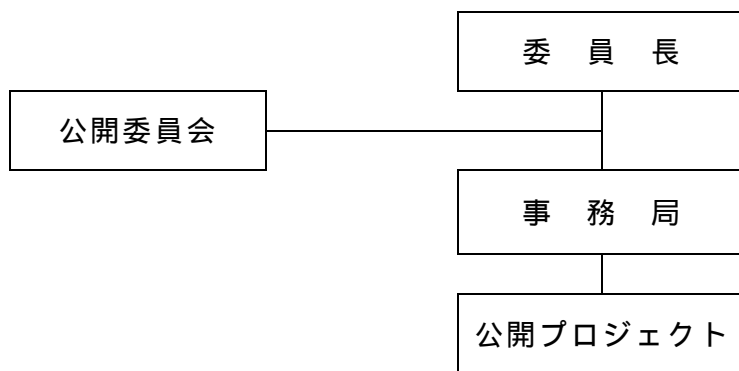
### (1) 社内体制の整備

実質基準をクリアするためには業務全般の見直しが必要であるため、全社的なプロジェクト組織を発足させましょう。一般的には、

管理、生産、営業部門の実務担当者からなる公開プロジェクトチーム、およびプロジェクトの進捗状況のチェック、協力外部機関との連絡・調整を担当する事務局を設置します。

公開準備のための組織として、たとえば図表1のような体制が考えられます。

【図表1：社内体制の例】



#### イ) 公開委員会

部長や取締役など会社幹部で組織されるもので、公開プロジェクトの進捗状況の報告を受け、各部の業務とのすりあわせを行ないます。

#### ロ) 委員長

公開プロジェクトの最高責任者としてプロジェクトに関わる統率・指揮を行ないます。通常は社長が務めることとなります。

#### ハ) 事務局

一般的には総務部門内に設置し、事務局長には総務部長（課長）が就任します。

#### ニ) 公開プロジェクト

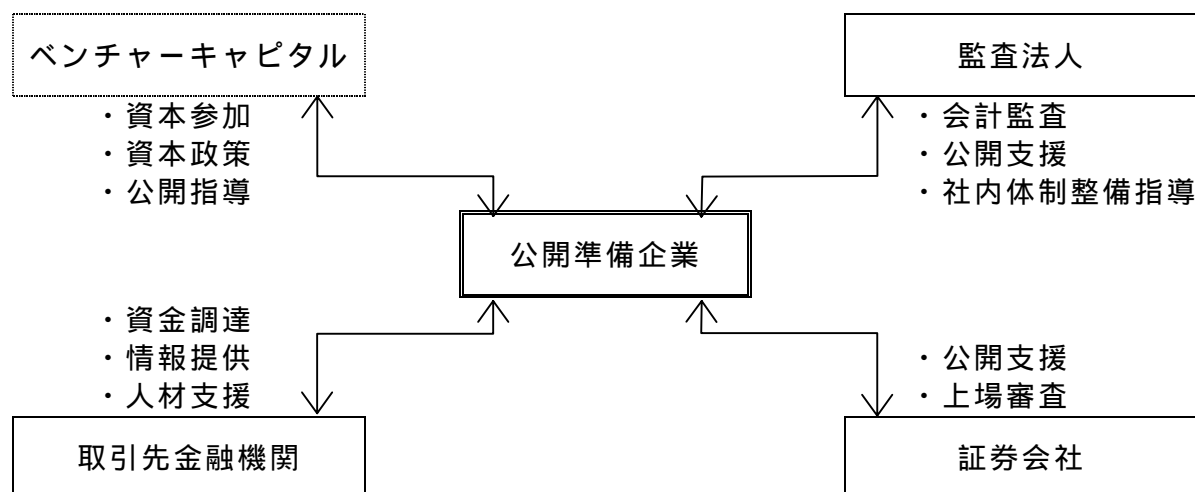
実際の公開準備業務を遂行する実務担当者のプロジェクト組織で、経理、総務、営業、製造など各部門から実務リーダーを選定します。準備業務の進捗状況を取りまとめ、委員長、委員会への報告などを行なうほか公開準備全体の推進を図るとともに、監査法人、証券会社など外部の協力機関との窓口となって調整を行ないます。

### (2) 外部機関との関係強化

公開を進める際には監査法人や証券会社の指導を受ける必要があります。スケジュールの立案も両者のアドバイスに従って行ないます（図表2）。



【図表 2 : 外部機関との関係強化】



\* ここではベンチャーキャピタルとの協力体制を整備した図をご紹介しますが、必須条件というわけではありません。

## 4章 お問い合わせ先

### 【東証第一部・第二部、マザーズへの上場については...】

東京証券取引所 上場部

所在地：東京都中央区日本橋兜町 2 - 1

TEL：03 - 3663 - 2673

### 【店頭市場（ジャスダック）への上場については...】

株式会社ジャスダック プロモーション部

所在地：東京都中央区日本橋人形町 1 - 14 - 8

TEL：03 - 5461 - 5800

### 【ヘラクレスへの上場については...】

大阪証券取引所 東京支社

所在地：東京都中央区日本橋茅場町 2 - 1 - 13 第三証券会館

TEL：03 - 3665 - 4151

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポートではすべての要件や内容をご紹介しますことはできません。各市場への株式公開を検討される方は、内容の詳細を管轄の機関に直接ご確認ください。

- 以 上 -

2003年3月発行

本レポートの作成につきましては万全を期しておりますが、ご利用者のご活動の結果についてはいかなる責任をも負いかねます。何卒、ご了承下さい。

本レポートの無断複製・転載を禁じます。

copyright (株)ベンチャー・リンク